

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定の取消し【財政局税務部課税第一課】 3
- 指定管理者の指定の一部変更【産業経済局総務政策部産業政策課】 4

◇ 公 告

- 道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】 5

北九州市告示第57号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和6年2月26日

北九州市長 武内和久

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市八幡西区大字熊手2574番、2672番、2694番1、2714番1及び2716番の各一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル並びに有機りん化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

北九州市告示第 58 号

北九州市市税条例（昭和 38 年北九州市条例第 85 号）第 22 条の 3 第 1 項第 3 号イに規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金に該当しないこととなったため、令和 5 年 4 月 1 日以後に支出される次の法人に対する寄附金について寄附金税額控除の指定を取り消したので、次のとおり告示する。

令和 6 年 2 月 26 日

北九州市長 武内和久

法人の名称	主たる事務所の所在地
学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダム	福島県福島市花園町 3 番 6 号

北九州市告示第59号

北九州市立商工貿易会館に係る指定管理者の指定の一部を変更したので次のとおり告示する。

令和6年2月26日

北九州市長 武内和久

施設名	変更前後の別	指定する期間
北九州市立商工貿易会館	前	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	後	平成31年4月1日から令和7年3月31日まで

北九州市公告第 1 4 5 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 2 月 2 6 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和 6 年 2 月 2 6 日 第 7 5 5 3 1 0 号

3 道路の位置、延長及び幅員

位置	延長 (m)	幅員 (m)
北九州市小倉南区志井四丁目 6 8 番 4 4	3 2 . 9 0	4 . 0 0